

責任技術者新規登録概要

◎責任技術者の要件：次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (規則第13条)
- ① 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
 - ② 破産者で復権を得ないものでないこと。
 - ③ 第20条の規定により責任技術者としての資格を取消された日から2年を経過していないもの。
 - ④ 責任技術者は、前項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- ※ 登録期間 指定試験機関が交付した責任技術者証の有効期限
- ◎ 更新講習受講済みの方は奈良県排水設備工事責任技術者証の有効期限までが初回の登録期間となります。
 - ◎ 更新講習の受講歴がない方は、合格証の交付から起算して5年以内が有効期限となります。

申請期間 随時受付

登録手数料 初回 10,000円

受付時に納付書をお渡ししますので金融機関で納付して下さい

注) 責任技術者の登録は、「排水設備工事責任技術者試験」の合格者でなければなりません。
なお、排水設備工事責任技術者試験合格後、5年以上経過した方、又は更新講習受講後5年以上経過した方は登録できません。

◎ 申請には下記の書類が必要になります。

1. 排水設備工事責任技術者登録申請書 (様式第10号)
2. 住民票抄本
3. 誓約書
4. 指定試験機関が交付した責任技術者証の写し (表・裏両面)
5. 写真(縦3.5cm、横2.5cm以上 無帽・3ヶ月以内に撮影したもの)2枚
6. 登録完了後、指定試験機関が交付した奈良県排水設備工事責任技術者証の裏面に
お渡しする[斑鳩町]のシールを必ずお貼りください。